

DVには、いろいろな暴力があります。
あてはまるものはありますか。

身体的暴力

- ☐物を投げる・壊す
- ☐殴る・蹴る・たたく
- ☐首を絞める
- ☐髪を引っ張る
- ☐強く押す
- ☐火傷させる
- ☐刃物や凶器でおどす
- など

精神的暴力

- ☐大声でどなる
- ☐暴言をあびせる
- ☐無視する
- ☐人格を否定する
- ☐家族や友人との交際を制限する
- ☐外出などの行動を制限する
- ☐大切なものを壊す
- ☐別れると殺す、自殺するなど脅す
- ☐電話、メールを細かくチェックする
- など

経済的暴力

- ☐生活費を渡さない
- ☐家計の管理を独占する
- ☐お金の使い道を細かくチェックする
- ☐外で働かせない、仕事を辞めさせようとする
- ☐借金をさせる
- など

性的暴力

- ☐性行為を強要する
- ☐屈辱的な方法で性行為をする
- ☐避妊に協力しない
- ☐中絶させない
- ☐中絶を強要する
- など

子どもを利用した暴力

- ☐子どもに危害を加えると脅す
- ☐子どもの前で暴力をふるう
- ☐子どもの前で非難、罵倒する
- など

ひとりで悩まず

春日部市配偶者暴力相談支援センターへ相談

春日部市配偶者暴力相談支援センター

DV相談専用ダイヤル

☎ 048-739-6831

相談日及び時間（電話相談または面接相談）

月曜日から金曜日 8:30から12:00

13:00から17:15

（祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

※面接相談は要予約。

----- その他の相談機関 -----

春日部市男女共同参画推進センター

ハーモニー春日部

☎ 048-731-3333

女性の総合相談（電話相談または面接相談）

相談日及び時間

月・火・水・金曜日 10:00から15:00

埼玉県の相談窓口（電話相談）

※その他に専門相談あり

With Youさいたま

埼玉県男女共同参画推進センター

さまざまな悩み相談

☎ 048-600-3800

DVに関する相談

☎ 048-600-3700

相談日及び時間

月～水、金、土曜日／9:30から20:30

日曜日、祝・休日／9:30から17:00

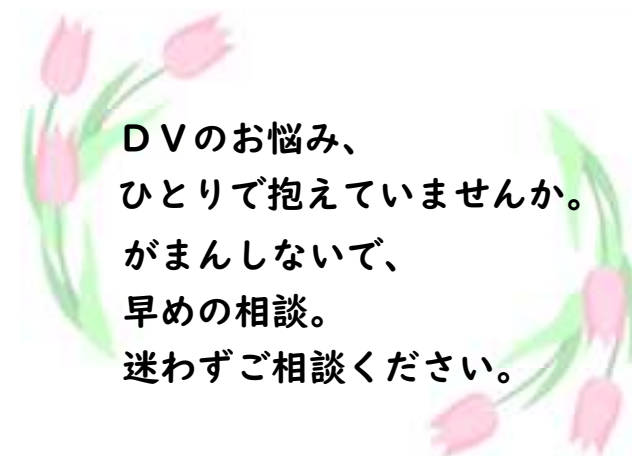
※木曜日、年末年始を除く

緊急の場合は110番

春日部警察署 ☎ 048-734-0110



配偶者やパートナー・恋人からの
暴力に悩むあなたへ



DVのお悩み、
ひとりで抱えていませんか。
がまんしないで、
早めの相談。
迷わずご相談ください。

春日部市



DVが被害者に与える影響

直接身体に振るわれる暴力は、ケガなどの身体的外傷のみならず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に陥るなど深刻な影響をもたらし、日常生活に支障をきたす場合も少なくありません。

その結果、不眠、頭痛、動悸、下痢、胃痛などの症状にあらわれることがあります。

DVがこどもに与える影響

こどものいる家庭では、こどもが直接的な暴力を受けたり、暴力を目撃することによりこどもの心身に影響があらわれることがあります。

「児童虐待防止法」では、DVやこどもの著しい心理的外傷を与える言動は「児童虐待」であることが明記されています。被害者本人はもちろんのこと、こどもたちにも安全な場所で安心して暮らす権利があります。



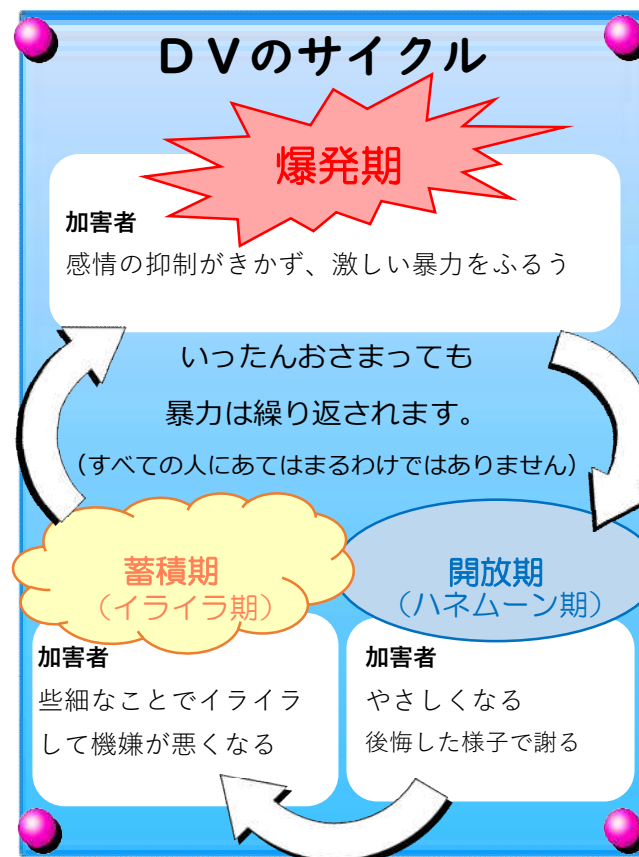
DVで悩んでいるのは
あなただけではありません。

まずはご相談ください。

解決のきっかけが
みつかるかもしれません。



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者やパートナー、恋人など親密な関係にあるまたはあった相手から振るわれる暴力のことです。DVは、犯罪となる場合も含め重大な人権侵害であり許されることではありません。



DVにはサイクルがあり、加害者は暴力をふるう時と優しい時が繰り返されるうちに、被害者は「自分が我慢すれば…」 「もう二度と暴力を振るわれたりはしないだろう」と離れられなくなってしまいます。また、「別れたら許さない」などと脅され恐怖心から別れられないこともあります。

～ DV防止法について ～

DVの防止と被害者の保護を図ることを目的とした法律があります。配偶者だけではなく、事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け離婚後も暴力を受けている場合）、同棲している（生活の本拠を共にする）交際相手からの暴力についても、この法律が準用されています。DV防止法には一時保護や自立支援、保護命令等について定められています。

デートDVを知っていますか？

交際相手から行われる暴力をデートDVといいます。大人の恋人間だけではなく、中高生や大学生などの恋人間でも起こっています。交際相手が嫌がるのに無理矢理、力づくで言うことを聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどさまざまな暴力があります。

もし、DVの相談を受けたり、 DVに気づいたら・・・



DVは、周囲の人に気づかれにくく、夫婦喧嘩ですまされてしまうことも少なくありません。DVを受けていることを相談することは勇気がいることです。友だちや知り合いが悩んでいたら、専門の相談機関（裏頁）があることを伝えてください。